

~~パブコメ~~

“校正”ボランティア?

2015年11月13日から12月13日まで原子力規制委員会のパブリックコメント

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（案）に対する意見募集

がおこなわれていました。
これは、原発のテロ対策として義務付けられている
「特定重大事故等対処施設」を設置するまでの猶予期間を延ばす
という話に対する意見募集でした。

(詳細は本ポスターシリーズ2015年11月20日版で紹介→参考資料①)

そもそも
パブリックコメントってなんだっけ？

行政手続法第39条

(参考資料②)

命令等制定機関は、**命令等を定めようとする場合**には、
当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）
及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、
意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間を定めて
広く一般の意見を求めなければならない。

意見求めてどうするの？

行政手続法第42条

(参考資料②)

命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、
意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された
当該命令等の案についての**意見を十分に考慮しなければならない。**

って、

冒頭のパブリックコメントは終了し、

74件の意見が寄せられ、**一部修正**後、
意見募集していた規則（案）は2016年1月12日に公布されました。

(参考資料③)

参考資料

①私のホームページ「茶色の朝を迎えないために」のポスターバックナンバーコーナー
<http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/html/kanteimaedoc.html>

②e-gov 行政手続法
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H05/H05HO088.html>

③e-gov パブリックコメント：結果公示案件詳細
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198271011&Mode=2>

④e-gov パブリックコメント：意見募集中案件詳細
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198271011&Mode=0&fromPCMMSTDETAIL=true>

「意見は十分に考慮」されたの？

(参考資料③)
「ご意見に対する考え方」という文書があり、74件全ての意見に対して考え方が出ますので確認してみましょう。

33

件 / 74

規制基準に猶予期間があること自体おかしいでしょ？
猶予期間中にこの施設を使う事態は想定しないの？

といった意見に対して

左側は今回の「ご意見に対する考え方」、**右側**は意見募集した時の概要説明。横並びで対比させてますが、結局同じこと言ってるんです。

つまり、**元の文書（右側）**に対する「おかしい」という意見に、**元の文書と同じ答え（左側）**で返して、終わらせているということですよ。

ご意見に対する考え方 (参考資料③)

本体施設等により必要な機能はすべて満たした上で、信頼性を向上させるためのバックアップ対策として特重施設等を要求しています。当該要求については、安全上の重要性、事業者が対応するために必要な期間等を総合的に判断して、経過措置期間を設定しているものです。

経過措置期間に関して、本体施設等の適合性審査によって基準地震動等が確定していることが特重施設等の審査を行う前提となりますが、

現在、本体施設等の適合性審査が長期化していることに伴い、特重施設等の審査着手が遅れている等、当初から事情が変わっています。

このため、改めて経過措置期間について検討し、今回の改正案としたものです。

以上のことから、原案のとおりとします。

「趣旨と考え方」抜粋 (参考資料④)

特重施設等は、発電用原子炉施設について、それ以外の施設及び設備(以下「本体施設等」という。)によって重大事故等対策に必要な機能を満たした上で、その信頼性を向上させるためのバックアップ対策として求められるものであるが、施設を新たに設置するためには審査、工事等に一定の時間が必要である。このため、一律に新規規制基準の施行日から5年間の経過措置期間を設けたものである。

特重施設等に係る設置変更許可申請の審査では、まず、本体施設等に適用する基準地震動及び基準津波並びに本体施設等の設備仕様を確定させた後に、特重施設等の設備仕様について許可の判断をする必要がある。

現時点では、全般的に本体施設等に係る新規規制基準への適合性審査が当初の見込みよりも長期化していることに伴い、特重施設等の審査着手が遅れており、経過措置期間内に特重施設等の完成や検査の完了まで見込めていないプラントがほとんどである。

本体施設等の許認可については、プラントごとに審査の進捗が大きく異なっており、経過措置の起算点はその状況に応じて設定することが合理的である。

じゃあ、意見を踏まえた一部修正ってどんな内容？

2

件 / 74

条文について
「発電用原子炉及びその附属施設」は
「発電用原子炉施設」と記載するのが適当

条文について
「この限りではない」は
「この限りでない」と記載するのが適当

修正します。

少しだけ感想を

はっきり言ってこれは意見募集なんかじゃなくて、国民に”校正”のボランティアをさせてるだけです。意見募集している元々の考え方に多くの批判的意見が出されているのに、元々の考え方のまま答えるって、日常生活でやると

「この本、新聞広告に出てたから買おうと思うんだけど、どう思う？」

「いや、結構つまんないらしいよ。買った人はみんな後悔してるって。そもそも広告に出たから面白いとは限らないし。」

「でもこの本は新聞広告に出ていたので買うことにします」

「。。。じゃあ聞くなよ」

ってこと(?)がまかり通っているということです。

パブリックコメントを”校正”ボランティア募集にしないためには、お互いの議論が成立するような方法の検討や、第三者による「意見は十分に考慮されたか」の審査が必要なのではないでしょうか？